

59 copies

辯護國文書

八三一〇

一九三〇年にゼネバで開催された國際聯盟極東阿片吸煙取締  
調査委員會の「合議への報告」第一卷四〇八頁及び四〇九頁より抜萃

(B)阿片吸煙抑制に関する簡單な歴史的概観

一八九五年、臺灣が日本の支配下に入った當時、多数の臺灣住民が阿片の吸煙に耽れてゐることが判明した。

阿片吸煙の絶對的禁止といふ事が常に日本の既定政策であつたが、調査の結果、臺灣に於て阿片の吸煙を即座に廢止する事は殆んど不可能である事がわかつた。一八九六年、總督府は、阿片の輸入は政府にのみ許され、唯だ常用者のみが、醫學上の理由により阿片の消費を許される、と言明した。一八九七年一月公布された臺灣阿片取締令によれば、阿片の吸煙は原則として全面的に禁止されたが、醫學上の證明をうけた慢性常用者にのみ吸煙の特別許可が與へられた。

阿片の専賣制は確立され、吸煙所の開設、吸煙用小物の製造、販賣は免許制度に據ることとなつた。一九〇〇年九月、阿片常用者許可の準備は完了し、一六九、〇六四名の常用者に吸煙許可證が交付された。その取締制度これ以上許可證は交付されないのであるから、従つて一九〇〇年に登録された吸煙者の最後の一人の死亡と共に阿片の吸煙は全々消滅するであらうといふ原理に立脚してゐた。

然しながら、やがて、右の原理を實際に當て嵌める事は不可能である事がわかつた。多数の密吸煙者が居り、彼等は暗取引に頼つて阿片を手に入れた、又違反者が多数であつた爲に、密吸煙に而締令の罰金を課する事は實際上不可能であるといふ事がわかつた。登録が再び開始され、新吸煙者に免許が與へられた。

此れは一九〇四年から一九〇五年に至る間、及び一九〇八年に起り、その時夫々三〇、五四三名及び一五、八四九名の新しい常用者に吸煙許可證が與へられた。一九二八年の暮に於ても公認の阿片吸煙者は二七、〇〇〇名より多少多かつた。

多量の密吸煙者の存在に氣附いた政府は、一九二五年のジェネヴァ阿片協定の施行に鑑みて、臺灣に於ける阿片吸煙に對して尙ほ一層嚴しい統制を實行しようとして決心した。

此の目的の爲に、一九二九年一月、改正阿片取締令が公布された、此の取締令の下では、吸煙許可證は、取締令が實施された當時既に常用して居た者に限り與へられた。加ふるに、密吸煙に對する刑罰は、以前の取締令では禁錮或りは罰金であつたのが、強化されて三年を越えざる重労働の禁錮となり、之には罰金のみでの、代替を認めてゐなかつた。

此の新取締令の實施の結果として、その取締令が實施時の常習的吸煙者は總て、吸煙を許可された。吸煙所は初から許可されてゐたが、然しその数は次第に減少して、遂に一九二九年には全く廢されてしまつた。

(c) 現在施行中の阿片取締りの一般制度

前節に述べた如く、阿片取締令は新取締令が實施の時に常用者なりと證明上の證明を受けた者を除いて阿片吸煙を一般的に禁じてゐる。吸煙者は免許を受け阿片の配給を受けるのである。

阿片取締令の施行は專賣局の權能に屬し、專賣局は生阿片を輸入し、精製阿片を製造するが、モルヒネは、出來あがりの製品が一率に六パーセントを含有する様に抽出される。

專賣局はその精製阿片を公認の卸賣及び小賣業者の手を通して配給する。許可された者だけが吸煙用小物の製造販賣をなし得る。

吸煙所は一九二九年以來廢止されてゐる。免許を受けた阿片吸煙者はすべて皆、嚴重な警察の取締を受けてゐる。役人等は一定期間毎に吸煙者及びその家庭を視察する。婦人も男子と同じ條件のもとで免許吸煙者となり得る。免許吸煙者の最低年齢に關しては別に法律上の規定はないが、免許は二十才以上の者にのみ與えられてゐる。

阿片渣の買入、販賣は禁止されてゐる。吸煙者は警察の監視の下で渣を廢棄しなければならぬ。政府による買入を規定してゐる法律はあるけれども、現在では專賣局は渣の買入をやつてゐない。

精製阿片はたゞ專賣局によつてのみ三七五瓦（一〇ターヒル）入のブリキ罐で卸賣されてゐる。小賣は目方で販賣されてゐる。現在精製阿片の小

賣値段は一圓（一〇ターヒル）に付四十四圓であつて、これは小賣業者に對して一圓の口錢が見積られてゐる。

卸賣業者は、一〇ターヒルの一圓につき四拾圓である。卸賣値段の一分三厘の口錢を貰へる。卸賣相場は十圓より漸次騰つて來た。十四といふ相場は、一八九七年取締制度が最初に設けられた時の値段であつた。値段は一九一九年以來變化しないである。